

北九州市からの北九州港に係る港湾区域の変更同意申請に係る審議（第1回）

1. 日 時

平成28年5月24日（火） 10時30分～11時40分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

港湾局：八木総務課長ほか
事案処理職員：運輸審議会審理室 川崎調査官、木村補佐

4. 議事概要

- 港湾局が北九州市からの北九州港に係る港湾区域の変更同意申請について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ①風力発電の事業者は既にいるのか。
 - ②今回拡大する区域に漁業権は設定されているのか、また、漁業関係者との調整は今後とも問題ないか。
 - ③最低限の区域という考え方からすると、施設設置区域以外の区域まで設定することは問題ではないのか。
 - ④風力発電施設の維持管理をするノウハウを、管理者はきちんと把握しているのか。
 - ⑤占用料はどのようにして決まるのか。等についての指摘・質問があった。

これに対し、港湾局からは、

- ①新しく電力会社や商社等の合弁会社がいくつかできており、それらが事業を実施することが想定される。
- ②一部そういう区域はあるが、港湾区域の変更については漁業関係者からの同意は既に得られており、今後、事業進展に伴い、設置事業者と漁業関係者で補償交渉を進めていくこととなる。

- ③何らかの事故があった場合などに、隣接区域も含めて一体として管理していくことが必要であり、また、形状をわかりやすくするという観点からも設定する必要があると考えている。
 - ④北九州市等関係機関において、国のガイドラインや海外の事例等も現地調査するなどしてノウハウの蓄積を図っており、管理能力は十分にあると考えている。
 - ⑤北九州市において、利活用区域全体ではなく、実際に占用し、施設を構築した区域の面積を計算し、あとは面積当たりいくらという形で積算するものと考えられる。
- 等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。